

税制調査会（第7回法人課税ディスカッショングループ・第3回基礎問題小委員会）
終了後の記者会見議事録

日 時：平成26年6月25日（水）10時50分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

法人課税ディスカッショングループ（以下、「法人課税DG」という。）と基礎問題小委員会での今までの議論をまとめた紙について、皆さんからおおむね了解をいただき、その上で貴重なコメントを頂戴しました。とりまとめの概要については了解をいただけたので、これを基に金曜日の総会に臨みたいと考えています。

○大田座長

法人税改革は難しい、総論賛成・各論反対でどう議論が展開するのか見えないと最初に申し上げましたが、7回を終えて、非常に良い議論ができたと思っています。もちろん反対もありますし、多様な御意見はありましたが、全体として、ここで税率を下げるのだと。そのためには特別措置はなるべく無くしていくべきという御意見が強くありました。課税ベースそのものについても、経済社会がこれだけ変わる中で見直していく必要があるという御意見が強くあって、全体として非常に良い御意見をいただきました。良い議論ができたおかげで、一定の方向性をまとめることができたと思います。

○記者

今回の改革案を金曜日の総会で諮ることになると思いますが、とりまとめたものは政府に何らかの形でお伝えするのでしょうか。

○中里会長

まとめたものについては、事務的に当然、官邸の方に御報告が行く形になっていると思います。

○記者

具体的な課税ベースの範囲などについては年末に向けて議論していくことになると思いますが、今後、政府税調としての議論の進め方をどのようにお考えですか。

○中里会長

税率を引き下げる。そのために代替財源を用意するという事です。税率を何パーセント引き下げるといったことは、政府税調が直接コミットすべきことではなく、国会、その他の政治過程で決まっていくことです。その中で、我々が作成した紙の中にある様々なメニューによる代替財源の確保策を検討していただいて、どれを優先させて、どれを後にするか、これも政治的な意思決定になると思いますが、参考にさせていただいて改革がなされていくことになると思います。

○記者

大田座長に伺います。中小法人への外形標準課税の拡大について、根強い反対意見が今日もありました。確認ですが、基本的にこのペーパーどおりの方向でまとまったという認識でよいのでしょうか。

○大田座長

今日の御意見については、全体をもう一度見直して、修正できるものは修正、受け止めるべきは受け止めますが、外形標準課税を資本金1億円以下に広げるかどうかは、既に2回議論をしています。1回目も賛否がありました。ただ、その中でも、改めて議事録を何度も読み直しましたが、まずは今の資本金1億円超で付加価値割をしっかりと課税していく。しかし、併せて資本金1億円以下の企業に課税することも検討すべきという議論が全体として出ています。2回目の議論では、外形標準課税の趣旨にのっとって資本金1億円以下にも課税を検討すべきという意見がより強く出てきています。今日も強い反対論と併せて強い賛成論もありましたので、全体の方向性としては現在の取りまとめの方向でいきたいと考えています。

○記者

中里会長と大田座長の両方にお伺いしますが、もともとこの法人課税DGができたときは6月の骨太の方針を念頭に議論がスタートしたと思います。その中で、前回の法人課税DGは5月16日で、それから1か月以上経ちましたが、先ほどの大田座長のお話の中でも総論賛成、各論反対というお話があったように、やはり会議の中でも様々な賛成、反対の意見があって、取りまとめに非常に時間がかかったと推察しますが、その辺りについてどういった点が今回の取りまとめ案を出すに当たって難しかったのか。また、調整していく上でどの点で非常に苦労されたのかをお聞かせいただけますか。

○大田座長

骨太の方針に向けては、総論は先にお示ししました。骨太の方針では、その総論を受けた形でまとめられていると思います。1か月も延びたのは、別にずっと調整が難航していたからではありません。難航はしましたが、それだけではなく、与党での議論が活発化したことなどもあったと思います。スケジュール自体は財務省、総務省に任せているので、改めて事務局に聞いていただければと思います。

その上で、取りまとめで苦労した点ですが、大きく意見が分かれた三点については5月16日に再度議論をしました。したがって、もちろん全員が賛成にはなりません、自ずとある方向性は出てきたと思います。さらに、今回の議論で方向性が明確に出たと思います。これからこれを具体策にしていくところでは、また様々な御意見があるでしょう。難しいといえば全体が難しい。どの項目も難しかったです。

○中里会長

前回の法人課税DGの後で与党での議論が始まったと記憶しています。政府での骨太の方針に向けた議論もその後で開始されたので、それらの議論をお待ちしていたとこ

ろがあります。

先ほど大田座長からも話がありましたが、委員の間で調整が必要な意見の分かれている項目もあったので、そういったことに関しては強引に一つの方向に突っ走らないで、皆さんの意見をできるだけ反映させるべく、お話をとにかくじっくりお聞きして、その上で文案を作り、調整していました。その結果として、今日、多くの皆さんから、様々な細かな意見はあったとしても、了解をいただいたと思います。

○記者

今後について改めてお伺いします。とりまとめ案の11ページでは、「具体的な税制改革案を速やかに検討し、実施していくべきである」、「課税ベースの拡大についても、工程を明確にして着実に進めなくてはならない」と書いてありますが、これは法人課税DGで今後そういったことを議論していくということでしょうか。

○大田座長

具体的な場は、まだ今の時点では白紙です。ただ、来年度から税率の引下げを行っていくと言われているので、そのときは当然ここに書かれた項目は速やかに検討して実行に移していくと。ただ、それを政府のどのような場でやるかはまだ白紙です。

○記者

政府税調で議論することも決まっていないということですか。

○中里会長

まだ総会に諮らなければいけません。今回かなり詳しい取りまとめの骨子ができました。政府税調として、法人税率の引下げと同時に課税ベースを拡大していくためにどのような手段があるか、随分細かく各論で議論して、メニューを提示できたと思います。そのメニューを基に、先ほど申したとおり、政府あるいは国会の方でしかるべき方向に法人税改革を具体化させて、この秋冬、議論していくことになると思います。その過程で、また理論的に私たちが補充すべきことがあれば、また官邸の方からこのような議論をという依頼があると思いますし、その状況に応じて法人課税DGでまた議論をすることがあると思います。法人課税DGをこれで閉じてしまうわけではないので、そのように御理解ください。

○記者

この案にメニューが示されていますが、順番には何か意味があるのですか。

○大田座長

順番は、大体議論をした順番でもありますが、最初に課税ベースの拡大をやりたい。そのときに申し上げた記憶がありますが、本来なら租税特別措置を真っ先にやるべきですが、租特はたくさんあって準備に時間がかかるため、まずは繰越欠損金、受取配当を先に議論させていただきました。そこがひっくり返っているだけで、あとは大体議論の順番です。まず、課税ベースをやったと。それから地方税の損金算入、中小法人課税、公益法人課税と議論しました。余り意味があるわけではありません。

○記者

特に優先順位というわけではないのですね。

○大田座長

改革の優先順位ではありません。

○記者

座長にお伺いしますが、今日、委員の方からも何点か御指摘がありました。全体として中小法人に対して厳しい課税強化の内容になっているのではないかと御指摘については、座長としてはどのようにお考えでしょうか。

○大田座長

中小に対して厳しいということではありません。まず、資本金1億円という基準が良いのかという重要な問題提起が割と早い段階でなされました。資本金の意味は、皆さん、御存じのようになり変わってきていますし、これで企業規模を判断する意味は薄れてきています。それと、資本金1億円で全て区切られているので、これをどうしていくのかという議論です。法人税率は国際相場に照らして高いことから議論はスタートしましたが、これは1パーセント未満の法人に対する税率の話です。残り99パーセントについても、当然議論をしなくてはならないということで議論してきました。

もう一つ、今回の議論で強く出てきたのは、成長する企業を支える税にしないということ。今、人手不足が顕在化してきており、生産性を上げていくことが重要な課題になってきています。様々な委員が言われているように、経済の環境がここで転換点を迎えている。この中で中小法人をひとくくりにするのではなく、やはり成長する企業をもっと伸ばすような税にしていかなければいけません。もちろんその一方で、経営基盤が弱いところで支援の対象になる、支援策として設ける税制もあってよいのですが、中小法人の全てをひとくくりにして保護の対象にすることは止めようということが貫かれていたと思います。

その結果として、様々なところで中小法人の見直しは入っていますが、これは99パーセントの法人を対象にしたということであって、中小に対して厳しいという意図は当然ありません。

○中里会長

私もお答えしてよいですか。大田座長が言われたことに尽きますが、中小法人には一口にくくることはできない様々なものがあります。そして、とても重要な問題として受け止めたのは会計検査院の指摘で、多額の収益を上げている企業が中小法人の軽減の特例を受けていることです。このようなことを会計検査院が指摘をするのはよほどのことです。御承知のとおり、日本の会計検査院は明治憲法の時代からあった憲法上の存在で、それが指摘をした。私たちはこれを無視するわけにはいかないので、中小法人を一口に語らずに、様々な視座から考えていこうという方針を出しました。他方で、弱い者いじめをしようという気は私たちにはありません。そのことは取りまと

めの中で、中小法人への配慮、弱い企業への配慮という文言がよく出てくるところから、皆さん当然にそれは御理解いただけると思います。

○記者

昨日の骨太の方針の閣議決定を受けて、来年度から数年で20パーセント台に引き下げる税率の引下げの幅、あるいは財源をどうするかといった議論がこれから進んでいきますが、先ほど来、今後の話を聞いていると、今日までで一区切りのこの改革案を出して、これから年末にかけて党税調などの様々なところで議論が進む中で、政府税調としては基本的には、例えば今回のメニューの中で具体的にこうすればこの程度の代替財源が出てくるといった、財源について提案をするといった議論はもうしないということでしょうか。

○大田座長

その点はまだ事務局とも相談していないのが正直なところです。

○中里会長

これからも相談しないということはありませんので、状況に応じて、大田座長に法人課税DGを開いていただいて、私も参加してということになると思います。様子を見ながらといいますか、事の成り行きを見ながら、要所要所でしかるべくときに、という気持ちです。せっかく取りまとめたものが全く無になってしまうのでは困りますので、そこは我々としてできることをしていきたいと思います。

○記者

ということは、年末の税制改正に併せて何らかの成果物を、政府税調は秋の陣というのか、冬の陣というのか、年末に向けて政府税調で法人課税DGをやって、また年末に法人課税DGで何らか御提案することもあり得るのでしょうか。

○大田座長

まだ何とも言えません。今、例えば9月に再開します、あるいはやりませんとは、どちらも言えません。取りまとめに一生懸命で、この先のことはまだお答えできないのが正直なところです。

○記者

会長と座長に改めて伺いたいのですが、今回の法人税率の引下げの財源をめぐって、税収の上振れを活用したらどうかという議論がずっとありましたが、税収の上振れを活用するという考え方について、改めて会長と座長に、それは財源なのかどうかという、その点も含めてお考えをお聞かせください。

○中里会長

税収の上振れが多額に生ずるほど経済活動が活発になることを期待しています。そういうことが起これば国民全体にとって素晴らしいことだと思います。

ただ、先のことは分からないので、それをあらかじめ計画の中に入れて、減税の代替財源とするわけにはいかないでしょう。財政とは堅めに動いていくものです。ただ、

上振れが生じたら、そのためにアベノミクスを頑張っているのですから、それは結構なことでしょうが、それを我々が当てにして、これでいきましょうというのは、政府税調としては少しどうかと思っています。

○大田座長

法人税改革は成長のためにやりますが、その成果はすぐに出てくるものではありません。景気刺激策ではなく、中期的に効果が出てくるものですから、単年度で税収中立を考える必要はないときちんと総論に書いています。その最初の財源はどこからか持ってくるわけで、それが税収増分なのかどうか。それは全体の予算の中で考えることだと思います。

ですから、言えることは二つで、一つは単年度税収中立である必要はないことと、だからといってずっと税収増を当てにして、何の財源措置もないまま減税に踏み切るのはおかしい。中期的に恒久減税を行いますから、恒久財源はきちんと準備するのが責任ある議論だという、この二つのことを政府税調でも議論をしてきています。それがこの取りまとめです。

○記者

今の関連ですが、必ずしも単年度税収中立である必要はないとすると、税収中立の許容範囲としてどの程度の年数が考えられるでしょうか。

○大田座長

これからの経済動向など、様々な要因が考えられるので、簡単には答えられません。ただ、前もこの場でも申し上げましたが、諸外国の例でも、ドイツは税率を引き下げるときに86、87パーセントの財源はきちんと手当しており、そのようなものは一つの参考になると申し上げたことがあります。やはり恒久減税ですから、恒久財源をなるべく確保する努力はしていく必要があると思います。

○記者

中里会長に、新税の話が今日、紙にも書かれていて、議論にもありましたが、会長の念頭にある新税とは、このペーパーに書いてある銀行税、あるいはミニマムタックス制度のような話以外にも何かあるのか教えてください。

○中里会長

そこに書いてあるのは例示ですので、今後のことは少し分かりませんが、今日の議論では、金融取引について、金融証券など、そういった広い意味の金融取引に消費税をとという話が出てきていました。ニュージーランドやイスラエルが現実にそのような課税を行っていますので、そういったこともあり得るかもしれませんが、全て排除しないで、世界で様々なものがあつたらそれを念頭に置いて今後の議論をしていくことになるので、今すぐに私はこれが良いと思っているとは言えません。

○記者

新税は、年末にかけて、基礎問題小委員会などで議論をするのですか。今後どのよ

うな取扱いになるのですか。

○中里会長

法人税の税率をどの程度下げるかで、代替財源をどこからどれほど用意してくるかが変わってくると思います。代替財源となり得るものについて、様々なメニューを用意する中で、最後の方にこのようなことを入れたということです。

[閉会]